

いのち満ちる 農^{みのり}の里あつま 大いなる田園の町

基本構想



第1章 計画策定の趣旨

総合計画は、「地方自治法」に基づいて策定する計画です。

しかし、法に定められているから策定するといった受動的で消極的な考え方ではめまぐるしい社会・経済状況の変化に対応し、自主・自律の精神で町の活性化をめざすことは困難です。

大切なことは、これまでの私たちの町の取り組みを継続しつつも新しい時代の町の“かたち”や“仕組み”を実現するため、発想豊かに想像力たくましく、町民、事業所、行政がともに手をつなぎ力を出しあっていくことです。21世紀の“ふるさとあつま”を創っていくための設計図、それが総合計画です。

私たちの町は、昭和46年に苫小牧東部大規模工業基地開発計画が発表されたことなどを契機に昭和48年、「厚真の新しいまちづくり計画」を策定しました。その後、時代の変化にそって計画の一部変更を行いながらまちづくりを進め、厚真町100年の節目となる平成8年に「厚真町新総合計画」を策定し、現在に至っています。

この計画では、「交流をさそう、緑とゆとりにあふれた大なる田園の町」を基本テーマに、水害のないまちづくり、基幹産業である農業をはじめとする町の産業の振興、生活環境の整備、教育文化の振興、福祉の充実をめざし、また、苫小牧東部開発新計画等との整合もはかりながらまちづくりに取り組んできました。

この間の社会・経済情勢は、高度技術革新、高度情報化、高速交通化、グローバル化の進展による価値観の変化や発想の転換が進み、それに伴って町を取り巻く環境も大きく変化しました。

一方、平成12年4月に**地方分権一括法***が施行されたから、私たちの国は中央集権型社会から地方分権型社会へ転換し、自己決定・自己責任、自助・共助・公助の考え方（補完性の原理）と公私協働の仕組みによ

る地域づくりが基本となりました。また、国が地方制度改革の一環として強力に推し進める市町村合併について私たちの町は当分の間自立する道を選択しました。この選択は厳しく苦渋に満ちたものでしたが、先人の足跡と自主・自立の精神を尊び、全町あげて協働のまちづくりを進めることで、町の未来に光を見いだすことを決意したものです。

私たちは人それぞれが異なる考え方や価値観、能力をもっています。そうした私たちがお互いを尊重しながら、地域振興という共通の目標に向け、ともに考えともに連携しともに汗を流していくこと、これが「協働」の考え方です。協働の体験を通して町には私たちの強い信頼と堅い結びつきが生まれ、新しいまちづくりの考えや方策が芽生えていきます。

社会・経済の構造改革が進み激しく変化している昨今、私たちの町の前途は多難です。しかし、私たちは、全町民の英知と力を結集して協働のルールと仕組みをつくり、広域的なつながりを深めながら、小さくとも活力にあふれ自立する“ふるさとあつま”を創造していきたいと考えます。そのため、第3次となる新しいまちづくり計画「第3次厚真町総合計画」（以下「新総合計画」とします。）を策定し、自律と協働のまちづくりを進めることにしました。

「新総合計画」は、これまでの計画より一層積極的・戦略的にまちづくりを進める意志を表すとともに、町の活性化を確固たるものにするための施策・事業や長期的視点に立って優先度の高い施策・事業、町民生活の安定向上のために有効な施策・事業を盛り込んでいきます。

* 地方分権一括法

地方分権推進委員会の第1次から第4次までの勧告を実現するために必要な法律改正を行った法律。正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。平成11年7月可決成立。関連の475法を改正、平成12年4月施行。中央と地方のこれまでの上下関係を対等・協力で改め地方自治の活性化をはかることが目的となっている。機関委任事務が廃止となる。

第2章 計画の基礎

第1節 計画の位置づけ

新総合計画は、地方自治法第2条第4項に基づく行政運営の計画的で総合的な基本方針であるとともに、町民、事業所等にとっては、まちづくりへの参加と協働・自律に基づく実践目標として位置づけられます。

また、町の各種の計画（環境、産業、教育、保健福祉など大きな分野の部門計画、大きな分野から分かれた個別計画、さらに種々の事業計画等）の最上位の計画として位置づけられ、各種の計画は新総合計画が示す目標にそって作成、実施されます。

さらに新総合計画は、体系的行政活動が町民生活の安定向上に効果があったかどうかを評価する場合の指標ともなります。

一方、新総合計画は、関連する国の総合開発計画、道の長期総合計画、広域圏計画などとの整合をはかっており、国や道等が各種の計画の策定や事業等を実施するにあたっては、新総合計画に示されている厚真町のまちづくりの方針が尊重されます。

第2節 計画の名称・期間・構成

1. 計画の名称

新総合計画の名称は、「第3次厚真町総合計画」とします。

2. 計画の期間

新総合計画の期間は、平成18年度（2006年度）から27年度（2015年度）までの10年間とします。

3. 計画の構成

新総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」からなります。

基本構想

目標年度を平成27年度とし、まちづくりの目標実現に向けた基本的な方向を示します。

基本計画

目標年度を平成27年度とし、基本構想に定めた目標実現に向け、各分野ごとの基本方針と主な施策を示します。

計画期間中、社会・経済状況の変化などを見据えながら点検・調整を行います。

実施計画

基本計画に定めた主な施策を計画的に実施するための具体的な事業を示します。

実施計画の期間は3年とし、適切で効果的な事業を推進するため、毎年度向こう3年分の実施事業を明らかにします。

第3章 まちづくりの理念と目標

第1節 まちづくりの理念

まちづくりの理念 「厚真町民憲章」

わたくしたちは、勇払原野の風雪に耐え、たくましい精神と遠大な理想をもって、平和と繁栄の道を歩み続ける厚真の町民です。

ここに、わたくしたちの心構えを定めて、誇り高いまちづくりに努めます。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。
自然を愛し、きまりを守り、うるわしい町をつくりましょう。
1. わたくしたちは、厚真の町民です。
若人の未来に夢と希望の持てる、明るい町をつくりましょう。
1. わたくしたちは、厚真の町民です。
豊かな資源を生かし、産業のさかんな町をつくりましょう。
1. わたくしたちは、厚真の町民です。
じょうぶなからだで和を保ち、楽しい町をつくりましょう。
1. わたくしたちは、厚真の町民です。
先人の心を心とし、永久に栄える町をつくりましょう。

(町制施行十周年にあたり昭和45年9月1日制定)

まちづくりは、いま生活している私たちだけで成るものではなく、過去、現在、未来と途切れることのない営みです。先人の艱難辛苦の上に今の私たちの生活

があり、明日に向けて努力することができます。そしていまに生きる私たちの努力は、私たちの子どもや孫たちの生活につながっていきます。

「歴史はそれぞれの時代に生きる人の手によってつづられる。今、本町は先人の労苦と英知によってつづられた輝かしい歴史を伝承し、これを次の世代に引き継ごうとしているのである。その責任は重く、前途は必ずしも平坦ではない」

厚真町史に記されたこの言葉を、これからのまちづくりに取り組む私たちは心に銘じておかなければならないでしょう。

21世紀は、民族紛争やテロの頻発、難民や飢餓に苦しむ人々の増加、市場優先主義の日常化に加え、地球環境の破壊による異常気象と災害の発生など、混迷と混乱のうちに幕を開けました。

私たちの国でも世情は混沌とし、地域にあっては長引く不況から抜け出せず、基幹産業の低迷や若年層の都市流出、少子・高齢化の進行などから過疎化が止まず、社会経済の構造改革によるひずみの拡大などの状況を呈しています。地理的条件に恵まれている私たちの町もこの例にもれない状況にあります。

このような時に、長期的な指針を樹(た)てることは大変困難ですが、どんな時代でもまちづくりの目標は、町民生活が安定し安心して生活することができ、それぞれの夢を追求できる幸せな暮らしの実現にあります。

私たちはこの目標を念頭に、町民憲章の理念を再確認し尊重して、この困難で厳しい状況の一つひとつ乗り越えながら自主・自律のまちづくりに取り組み子孫に引き継ぎたいと考えます。

第2節 まちづくりの目標

向こう10年のまちづくりの目標

いのち満ちる ^{みのり}農の里あつま 大いなる田園の町 「農」を生かした協働のまちづくりの推進

- 美しい海や川や森や田畑があり、人も健やかに美しく、互いに協働しあつてともに生きる町 ●
- 人間として生きる力の源になる「農」があり、それを生かした文化と産業が盛んな町 ●
- 自ら生き、自ら住み、自らのふるさとだと実感できる町 ●

前総合計画基本テーマ中の一語「大いなる田園」には、自然環境の保全、自然と農業、工業が調和した農工都市、先進性の重視、安心といった、これからのまちづくりに必要な視点と考え方があります。

町の歴史の随所に「和」という言葉をみることができます。たとえば、「和協」「融和」「和衷」などで、北部、中部、南部の地区の「協同団結」や、国家的プロジェクトである苫小牧東部開発の中では豊かな自然環境をもつ農工の「調和」と「共生」、また近年は、地理的条件の有利さと農業・農村を活用した都市交流を指向し「和」を重視した交流を進めています。さらに、町の今日をつくった高齢者に感謝し、だれでも安心して暮らせる福祉の町をめざす「厚い真ごころの町づくり」といった取り組みがあり、いずれにも根底には「和」の精神が流れています。

社会経済の構造や価値観が変わり、これからは自然と共生しつつ、地域にある各種の地域資源（自然系資源、人文系資源、産業系資源、人）を活かし、交流と情報を手段として多様なネットワークを形成し、役割や機能をともに担っていく協働の時代となります。

また、地方分権のもと、町民、事業所、行政が連携、協働しながら補完しあい、自助、共助、公助の調和ある地域社会をつくっていくことが求められており、早急に町民、事業所、行政の協働の仕組みをつくっていく必要があります。

さらに、これからは他に依存することなく、自らの知恵と力で地域にあるものを活かし、自らルールをつくって実践し（自律）、自立した地域（自治体）になっていくことが必要です。そして同時に、自治体も競争社会の中でどう個性を発揮し生き残っていくかを追究していかなければなりません。

「田園」（大都市近郊にあつて、豊かな緑の中でゆとりをもって生活できる住宅都市、あるいは衛星都市）にはさまざまな機能と魅力があり、「調和」「共生」「融和」「協調」などのさまざまな「和」を内包しています。「和」と「活力」ある「田園」を創りあげていくことは、今後ますますクローズアップされる方向とします。

私たちが「幸せ」を感じるのは、毎日の生活の中で、安心、信頼、共感、人と人とのつながり・絆のぬくもりなどを実感したときだと思えます。これを町民憲章では「うるわしい（美わしい）町」と表しています。

私たちは自ら挑戦し拓いていく強さと、だれもが人として大切にされ尊重される、平安で平和で民主的な「大いなる田園の町」を新しい総合計画でも引き継いでいきたいと考えます。

以上のことから、向こう10年のまちづくりの目標を「いのち満ちる ^{みのり}農の里あつま 大いなる田園の町 — 「農」を生かした協働のまちづくりの推進 —」と定めます。

第3節 人 口

新総合計画推進の目標として、10年後の町のおおよその人口を想定しました。

設定にあたっては、平成11年（1999）と平成16

年（2004）の9月末日現在の住民基本台帳人口を基に、**コーホート要因法***で推計しました。

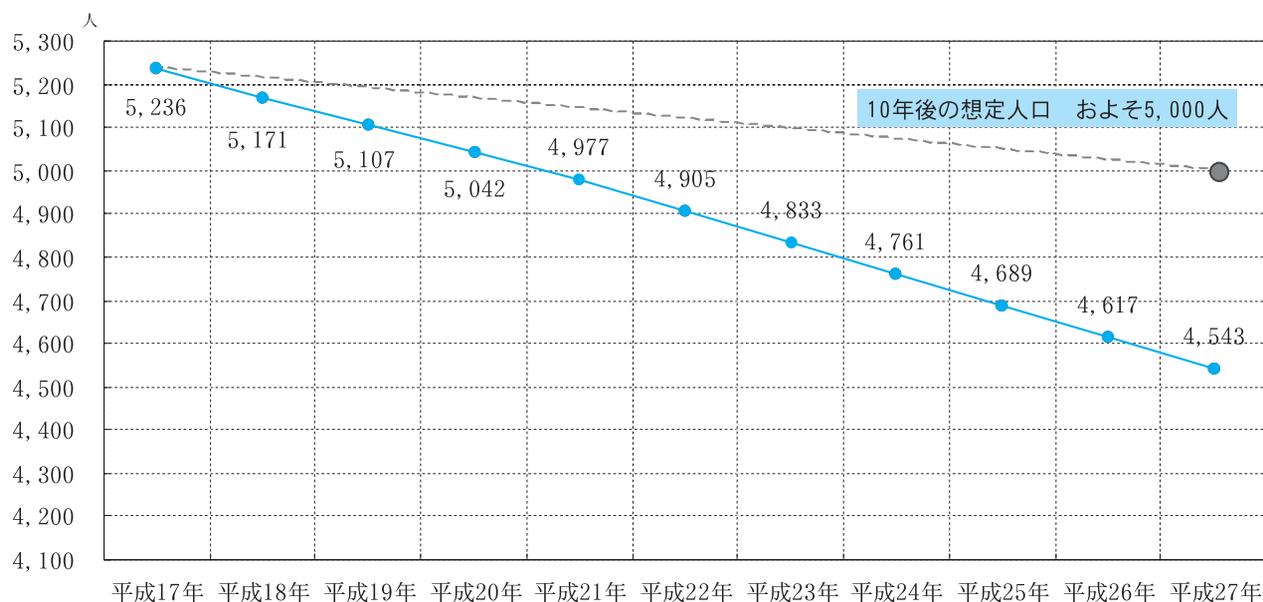
私たちの国は人口減少社会に入りました。地方から都市へとといった人口移動などで、ある特定の地域の人口が増えるということはあっても、国全体の人口が増えるということは当面は予測しにくい状況にあります。そのような中で私たちの町の人口を増やすということは大変困難といわざるをえません。

これまで町はさまざまな政策努力で人口の維持に努めてきました。今後も新総合計画に基づき、町を取り巻く社会・経済情勢や人々の志向、町民意向などにそった政策を展開し、人口減少を最小限に抑えつつ、10

年後の町の人口を約5,000人と想定しました。

そしてこの目標を達成するためには、「農」を戦略テーマに、基幹産業・農業の着実な伸長と地域資源の最大限の活用、公私協働のまちづくりシステムと地域産業の連携強化、企業誘致、情報通信基盤の整備と多様な交流手法を用いた交流の活発化による交流産業（**都市農村交流***、**グリーン・ツーリズム***）・田園文化の創出、多彩なまちづくり人材の育成、それらによる町のイメージアップと自然と共生しながら農的な暮らし（グリーンライフ）を望む人々の誘致・移住の促進などを重点的に進めていきます。

● 10年後（平成27年）の町の想定人口



* コーホート要因法

人口推計の方法の一つ。国勢調査の数値を用い、推計を始める時点の男女・年齢別（5歳階級）の人口数と、男女・年齢別の生残率（その年齢集団がある時点で生存している比率）と純移動率（その年齢集団の5年間の社会的移動率）、女子の年齢別出生率を変数として利用し、それぞれの変数を該当する年齢の基礎人口に掛けて将来の人口数を求める方法。

* 都市農村交流

近年、わが国では健康的でゆとりのある生活ややすらぎ、そして自然を求める傾向が強くなっており、一方、農村部にはその全てが揃っていることから、農村が都市住民を受け入れ、農村ならではの体験や地域資源を提供し、お互いに理解しあうという取り組みのこと。

都市住民が癒やされるというだけでなく、農村にとっても農業を理解してもらう契機となるため改めて自分の住む地域を見直すきっかけとなり地域の活性化につながる。

* グリーン・ツーリズム

農山村地域に長期滞在し、農山村の農林業、自然、文化等の体験、地域の人々との交流などを通じて心身の休養や保養、癒しなどを享ける旅行形態。旅行を通じて環境保全や伝統文化・習俗・芸能等の保全、農山村や農林業などへの理解を深めることができる。農山村側では産業や地域社会の活性化をはかる方法の一つとなり、間接的には文化や人材を育む方法ともなる。

アグリ・ツーリズム、ルーラル・ツーリズムと同義で用いられる場合もある。漁村地域においてはマリン・ツーリズムと称しているところもある。

第4節 土地利用の基本方針

町の土地は、厚真川流域の平坦地と周囲の丘陵、山地からなり、約72%が山林・保安林などの森林、約16%が田や畑、牧場などの農用地となっています。

都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域が定められ、市街化区域は中央地区と南部地区の両地区の一部が指定されており、市街化調整区域は都市計画区域の面積の約90%を占め、その多くは農業振興地域となっています。

土地は、将来にわたって生活や産業経済など諸活動の基盤となるため、公益性の確保が最も基本となりま

す。町の土地を守り利用していくためにはこの公益性を重視し、荒地や耕作放棄地、無秩序で無計画な開発や整備が発生しないよう、「厚真町農業振興地域整備計画」「厚真町森林整備計画」「厚真町都市計画マスタープラン」「厚真町住宅マスタープラン」「厚真町地域防災計画」「厚真町環境対策実施計画」などの個別計画と整合性をはかるとともに、今後のまちづくりの方向にそって、法制度に基づく合理的で計画的な土地利用を進めていきます。

また、町域を「市街地周辺ゾーン」「山岳レクリエーションゾーン」「湖沼レクリエーションゾーン」「臨海施設ゾーン」の4つに分類し、利用や整備の基本方向を次のように定めます。

| | |
|---------------|---|
| 市街地周辺ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・厚真市街、上厚真市街及びその周辺地域とする ・快適な居住環境と生産活動が調和した都市基盤施設の一体的整備を進めるとともに、スポーツ・文化の交流拠点としての整備地域 |
| 山岳レクリエーションゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな山岳、丘陵を生かした保養・研修・交流等の複合レクリエーション施設としての整備地域 |
| 湖沼レクリエーションゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・厚真ダム周辺、大沼、三宅沼、平木沼、三ヶ月沼等の自然環境を利用したスポーツ・レクリエーション、保養等都市との交流施設としての整備地域 |
| 臨海施設ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・海浜（はま）まつり会場、サーフィン場、野原公園サッカー場などで活用されている厚真川以東の海浜地帯のスポーツ・レクリエーションの交流拠点としての整備地域 |

農業地域

「厚真町農業振興地域整備計画」「厚真町農業振興計画」にそった保全と利用をはかるとともに、町の基幹産業であり、他の地域産業振興の元になる農業振興のため、集落営農システムの形成をはかります。また、農用地利用改善団体活動の充実や農地保有合理化事業の活用を促進するとともに土地基盤整備等を進めます。

さらに、多くの人々に町の農業・農村を人間性回復、

自己実現、教育などの場として活用してもらうよう、交流システムづくりや風景づくり、環境保全に努めます。

都市地域

「厚真町都市計画マスタープラン」が示すテーマ「先進的な田園都市への実現をめざしたまちづくり」を推進するために、市街化区域では秩序ある土地利用

の展開をはかり、市街化調整区域では地域振興に向けた土地の保全と利用の促進・誘導をはかります。

また、「こぶしの湯あつま」「野原公園サッカー場」など既存交流施設等の交流拠点機能の充実をはかります。

森林地域

「厚真町森林整備計画」に基づき、森林を「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」と

して望ましい森林の姿へ誘導するよう努めます。

山地災害等防止機能が重視される森林については保安林への指定と適切な管理、治山施設を設置し防災機能の高い森林の造成に努めます。

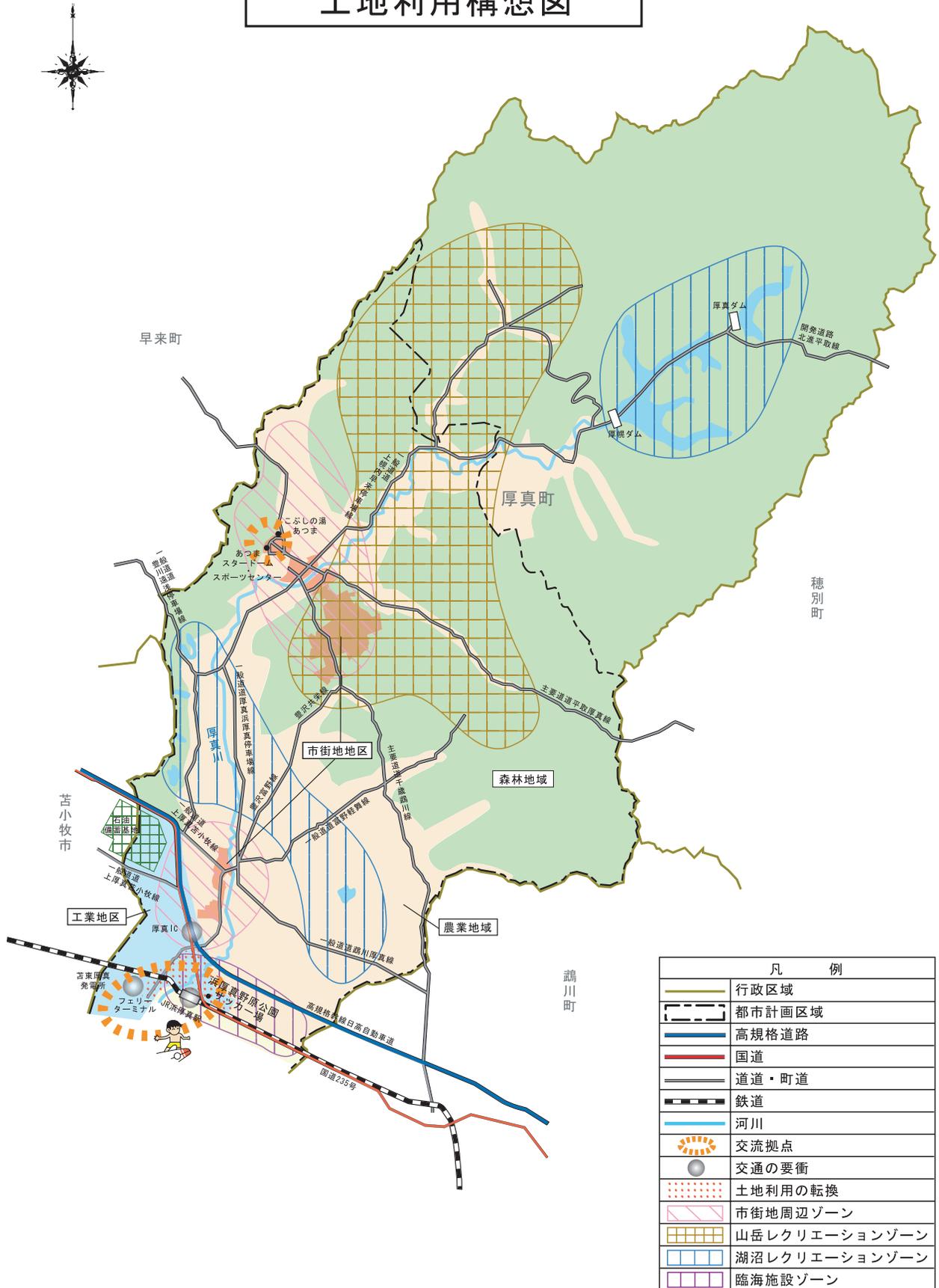
その他の地域

海浜や湖沼周辺地域について、それらがもつ環境特性を重視し、自然とのふれあいや体験、学習などで利用する場合は豊かな自然環境を守ります。



土地利用構想図

土地利用構想図



第4章 まちづくりの推進

第1節 まちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標の設定にあたっては、新しい計画で定めた目標実現に向けて、効率的・効果的に行政を運営していくために、施策、事務事業の体系化が必要となります。

また、生活者の視点に即した体系とする必要があります。

近年のまちづくりは、少子・高齢化、環境重視、高度情報化、グローバル化*、男女共同参画、ノーマライゼーション*の考えに基づく地域福祉など多くの分野が関わるものが増え、横断的で一体的な取り組みが必要となります。

これらのことを踏まえ、新しい計画の基本目標を次のように定めます。

まちづくりの基本目標

1 まちづくりの基礎となる「環境」

基本目標 美しい緑のふるさとづくり

2 町の活力と豊かさを表す「経済」

基本目標 豊かな力のふるさとづくり

3 町の元気さと魅力を育む「人材」

基本目標 健やかな心のふるさとづくり

4 住民自治を実現する「地域経営」

基本目標 自律協働のふるさとづくり



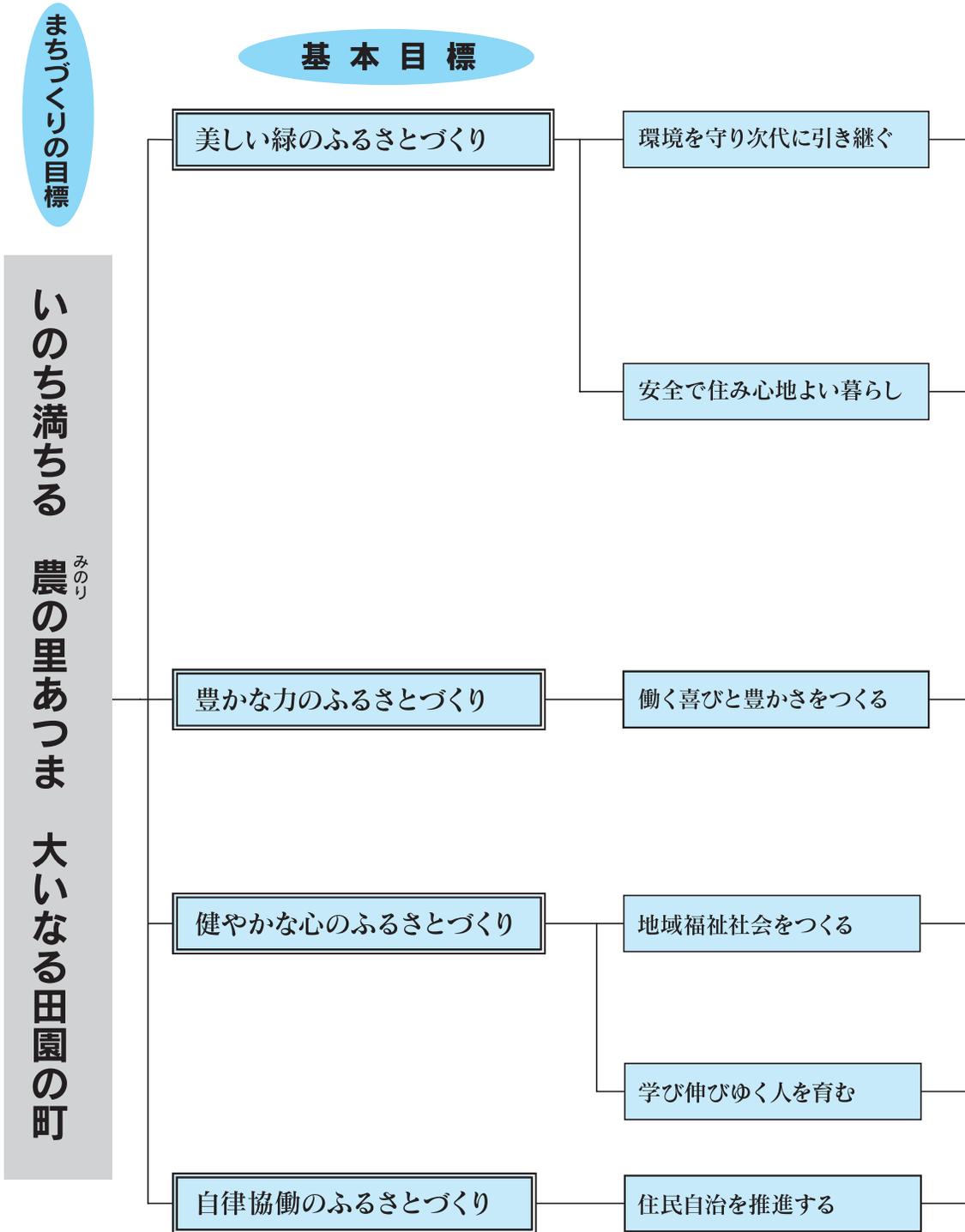
*グローバル化

地球規模で広がること（国境を越えること）。

*ノーマライゼーション

「障がいのある人や高齢者など社会的に不利を負う人々が、あるがままの姿で他の人々と同様の権利を享受できるようにする」ことをめざす考え方。

まちづくりの体系



* 資源循環システム

使用済みの材料や製品を加工して再度利用し、使用済みになればまた加工することで再利用できるようにするといった循環型の仕組み。古くからある稲わらの利用は端的な例であり、他には紙を加工して再生紙として利用、建築物の解体により発生するコンクリートを新たな建築物に利用、おが屑ペレット化などさまざまなものがある。

基本計画上の目標

| | | |
|---------------|-------|---|
| 環境・資源 | …………… | 自然環境の保全と 資源循環システム* の構築 |
| 衛生・美化 | …………… | 美しくやすらぎに満ちた田園のまちづくりの推進 |
| 治山治水 | …………… | 防災機能が高く自然に配慮した治山治水対策の促進 |
| 土地利用 | …………… | 合理的で安全性と利便性が高い土地利用の促進 |
| 交通 | …………… | 計画的な道路整備と道路の安全性と快適性の向上 |
| 情報通信 | …………… | 電子自治体化の推進 |
| 防災 | …………… | 防災体制の強化 |
| 消防・救急 | …………… | 消防・救急体制の拡充 |
| 交通安全 | …………… | 安全な交通環境の実現 |
| 地域安全活動 | …………… | 安全に生活できる地域社会づくり |
| 上下水道 | …………… | 安全で安定した水道水の供給体制の確立、生活排水処理普及率の向上 |
| 住宅 | …………… | 安全に安心して生活できる住まいの実現 |
| 公園・緑地 | …………… | 町民の心地よい生活と町の活性化に寄与する公園・緑地づくり |
| 定住促進 | …………… | グリーンライフによる定住の促進 |
| 農業 | …………… | 暮らしといのちを守る「食」と「農」の未来を拓く |
| 林業 | …………… | 森林がもつ多面的な機能を重視した森林の整備と保全 |
| 漁業 | …………… | 資源管理型漁業の推進 |
| 工業 | …………… | 地域資源を活かした工業の振興 |
| 商業 | …………… | 顧客ニーズに即した商業・サービス業の振興 |
| レクリエーション・交流産業 | …………… | グリーン・ツーリズムと多様な交流の展開 |
| 少子化対応 | …………… | 町のすべての子どもと子育て家庭を支援するまちづくり推進 |
| 高齢化対応 | …………… | 活動的な85歳を育むための高齢者保健福祉対策の推進 |
| 地域福祉(障害者保健福祉) | …………… | ノーマライゼーションの理念の浸透と障がい者の自立支援の推進 |
| (地域福祉) | …………… | だれでもどんな時でも安心して暮らせる地域社会づくり |
| 保健・医療 | …………… | 第一次医療体制の確立、 メタボリック症候群* と生活習慣病予防の確立 |
| 国民健康保険・国民年金 | …………… | 医療費の削減と国民健康保険財政の安定化 |
| 生涯学習(学校教育) | …………… | たくましく心豊かな子どもを育む学校教育の推進 |
| (社会教育) | …………… | まちづくり人材を育む社会教育の推進 |
| 住民自治活動 | …………… | 住民自治活動の活発化 |
| 地域経営 | …………… | 行政改革の推進と公私協働の確立、広域的連携の推進 |

*メタボリック症候群

肥満、高血圧、高血糖、高脂血症を重複して発症することで動脈硬化が促進し、致命的な心筋梗塞や脳梗塞になりやすく、こうしたリスクが重なっている病態のこと。メタボリックシンドロームあるいは代謝異常症候群ともいう。

第2節 まちづくり推進の基本方向

1. 美しい緑のふるさとづくり

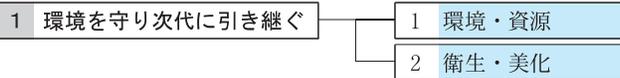
趣 旨

「美」とは人も含め生命^{いのち}あるものが共生し、調和し、いきいきと暮らしている様を表しています。生命を象徴する色は「緑」。緑は新鮮であるとともに安全と安定、調和をも表します。

町の豊かな自然の緑とよく耕され手入れされた田畑の緑、街路樹や公園や家々の庭の緑、そこで学び働き憩いやすらぐ私たち。自ら主体的に守るべきものを守り、共生し、支えあつて生きる美しい町、ゆつくりと心身ともに健やかに豊かに暮らすグリーンライフの町をめざします。

1) 環境を守り次代に引き継ぐ

体 系



基本方向

環境・資源

厚真町環境基本条例に基づく「厚真町環境対策実施計画」にそつて、自然環境の保護や緑化と環境保全林の指定、郷土の樹木や野草の保護、環境緑地保護地区・記念保護樹木等への意識を高め、樹林樹木保全協定の

推進や町民の自主的活動の促進、「厚真町森林整備計画」の着実な推進に努めます。

また、生涯学習の一環として学校での環境教育の充実と町民の環境学習機会の拡充、町民による主体的な緑化運動の活発化に努めます。

公害防止については、生活公害、農業や鉱工業などの産業活動に伴う公害の発生を防止するよう、公害防止意識の向上と監視の徹底、適正処理を促すとともに、下水道事業等を促進します。

資源については、厚幌ダムの建設を促進し水資源の確保に努めます。また、**地球温暖化防止対策***や**新エネルギー***・省エネルギー対策などに取り組むとともに、環境に配慮した機械・材料・製品などの利用促進や省資源・省エネルギー意識の向上に努めます。

衛生・美化

日常生活や生産活動の中で3R運動の実践（ごみの減量化<リデュース>、再利用<リユース>、再資源化<リサイクル>）と環境保全、資源循環システムの確立をめざします。あわせてごみ処理等に係る広域的連携を進めます。

豊かな自然環境を守りながら、緑化・花いっぱい運動、清掃美化活動の促進に努めるとともに、美しい田園の町をつくりあげるために、町民参加による町域資源の把握、町の実状に即した景観づくりの方針と取組システムを示すプランの作成など農村の生活環境向上等を推進します。

* 地球温暖化防止対策

地球温暖化とは、元来、地球は二酸化炭素やメタンなどの「温室効果ガス」によって温度が保たれているが、産業や生活など人間の営みの中で石油・石炭などのエネルギーが消費され、大量の温室効果ガスが大気中に排出されて地球温度が上昇している状態のことをさし、この影響による洪水や渇水などの水資源バランスの崩壊、動植物の生態系への影響、農産物被害の増大など、地球規模の深刻な影響が懸念されている。地球温暖化防止対策とは、この地球温暖化を抑制するために、なるべく温室効果ガスを排出しないようにする対策のことをいう。具体的な防止対策には、過剰に冷暖房を使用しない、自動車のアイドリング（停車状態でエンジンをかけておく）をしないなどがある。

* 新エネルギー

平成9年に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」で「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義。新エネルギーといわれているものは、大きく分けて①太陽熱・光、②風力・潮力などの自然エネルギー、③オイルサンド、オイルシェール、石炭液化・ガス化などの合成燃料の3つに分けられる。なお、実用化段階に達した水力発電や地熱発電、研究開発段階にある波力発電や海洋温度差発電は、自然エネルギーであっても新エネルギーには指定されていない。

2) 安全で住み心地よい暮らし

体系



基本方向

治山治水

町土の保全、水資源の確保、防災など森林は多くの公益的な機能を持ち、次代に引き継がなければならない貴重な財産です。今後とも「厚真町森林整備計画」「厚真町地域防災計画」等に基づき、水源かん養や山地災害防止などの機能の向上に努めるとともに、治山事業の促進や樹林樹木保全協定への理解と協力を促す努力を継続します。

また、小規模林地開発時に森林を保全する取り組みを進めます。

治水については、河川改修事業、砂防事業を促進するとともに、自然環境へ配慮した工法による整備や「水辺の楽校」など親水性に富んだ河川の整備、厚幌ダムの建設を促進します。

土地利用

「厚真町農業振興地域整備計画」「第5次厚真町農業振興計画」「厚真町森林整備計画」「厚真町都市計画マスタープラン」「厚真町住宅マスタープラン」「厚真町環境対策実施計画」等に基づき、優良な農地の保全、森林の保全、恵まれた自然環境の保全、都市地域の合理的で有効な土地利用に努めます。

交通

道路については、「町道整備計画」に基づき、未整備で緊急性の高い路線について引き続き整備を進めるとともに、幹線町道については段差解消等の維持管理を充実します。

また、冬期除排雪体制の充実と道道冬期対策（防雪柵など）の促進、沿道景観に配慮した整備に努めます。

公共交通機関については、バスの利便性向上への町民の要望が多いことから、今後とも路線の維持と利用者へ便利な時間帯や便数などについて民間バス会社に要請していきます。

また、循環福祉バスとスクールバスについては、効率的な運行に努めるとともに、新たな運行形態等について検討します。

鉄道については、苫小牧東部地域開発の進展をみながら新駅設置などに対応していきます。

フェリーについては、利用促進のためのPRに努めます。

情報通信

地域間競争が激化する時代にあつては、情報通信技術（ICT*）を使って町の優位性と地域の発信力を高めるとともに、町民生活の安全性と利便性の向上を

* ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology. IT (Information Technology. 情報技術) とほぼ同義。国際的にはICTのほうが定着している。ICT、ITという言葉は情報通信技術からその応用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がりで、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称する。

基本構想

はかることが必要です。そのため、情報通信基盤となる**ブロードバンド***（大容量高速通信）などの整備を進めながら電子自治体化に向けて取り組むとともに、テレビの**地上波デジタル放送化***にあわせて難視聴地域の解消に努めます。

防 災

水害や樽前山の噴火災害、地震・津波災害、事故災害などに備えるため、「厚真町地域防災計画」に基づく予防対策を促進するとともに、治山治水対策、森林整備対策、自警団の活動促進や自主防災組織の充実などに取り組みます。

また、情報化対策とあわせ防災無線システムの充実や日頃からの防災意識の向上、防災に関する知識や情報の提供充実、防災道路の整備促進、高齢者や障がい者など災害弱者への対応、広域的連携、関係機関等との連携の強化などを進めます。

消防・救急

胆振東部消防組合と連携しながら消防職員の研修や適正配置、消防車両等の常備消防体制の充実を計画的に進めるとともに、消防団組織の充実や消防水利の向上、資機材の計画的整備に努めます。

救急については、救急・救助隊員の資質の向上や高規格救急車、救急機材の整備を進めます。

また、防火査察や講習会、広報、避難訓練等を通じて防火や救急に関する知識などの普及と啓発に努め、防火意識の向上と救急知識の定着、高齢者や障がい者など災害弱者への対応をはかります。

交通安全

「厚真町交通安全計画（第8次）」に示す人命尊重の理念のもと、歩行者、自転車利用者、子ども、高齢者の安全通行を確保するとともに、交通安全ルールやマナーの定着、町民の自主的な交通安全運動の促進、交通安全組織の活動促進、交通安全施設等の整備、交通安全対策の充実に努めます。

また安全運転に関する運転者の教育、特に子どもや高齢者の教育、冬期安全運転に関わる教育等の充実に努めます。

地域安全活動

近年、全国的に子どもが犯罪の当事者になるケース、児童や高齢者の虐待、振り込め詐欺や住宅リフォーム詐欺、インターネット犯罪、カード犯罪、悪徳商法による被害などが多発していることから、各自警団、自治会、防犯協会の活動を支援するとともに、広報の充実や子ども駆け込み避難所「ひなんの家」の周知、防犯灯の整備促進などに努めます。また、生涯学習の一環として町民各層への防犯知識の普及と防犯意識の向上、消費生活知識の普及をはかり、「防犯の町」をつくります。

上下水道

水道は、水需要の増加等に対応するため新たな水源を厚幌ダムに求め、厚真地区と上厚真地区2つの簡易水道の統合により水道施設の一元化と水道未普及地区の解消をはかり、水質・水量ともに安定した水の供給に努めます。

下水道と浄化槽については、全町民が快適に生活で

*ブロードバンド

データ伝送の分野の広帯域のこと。狭義には、複数の信号を同一の伝送路（ケーブルなど）で送る方式をさす。近年は、単に高速度で大容量のデータ転送のことをさすことが多い。動画の伝送などネットワーク上の高度なサービスを実現する。

*地上波デジタル放送化

地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をアナログからデジタル化した放送。現在、東京・名古屋・大阪ですでにデジタル化が始まっており、2006年には地方局、さらに2011年には現在のアナログ放送が全面停止される予定。

きるよう、経済性や効率性を考慮しながら地区の実状に即した処理方法を選定し「厚真町生活排水処理基本計画」にそって整備を進め、生活排水処理率の向上に努めます。

住 宅

“厚真スタイルの田園住宅・街並み”の整備を進めるため、今後は「厚真町住宅マスタープラン」で示す「子どもからお年寄りまで地域で安全に安心して暮らすことのできる住まいの実現」「少子高齢社会の住宅ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成」「まちづくりや地域活性化に寄与する住まいづくり」「自然環境との共生を重視した住まいの実現」の4つの基本目標にそって施策・事業を推進します。

公園・緑地

「苫小牧圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき、自然環境の保全、レクリエーションの場の確保、都市の安全性の向上の観点から計画的な公園・緑地の整備を進めてきましたが、今後も同方針や「厚真町都市計画マスタープラン」に基づいて、町民に親しまれる公園づくり、観光・レクリエーションなど町の活性化に寄与する公園の活用、河川環境の保全と親水空間の有効活用、苫東緑地の保全と活用に取り組んでいきます。

また、町民に親しまれる公園づくりについては協働による公園の整備と維持管理を進め、交流・レクリエーションの振興や自然環境の保全に努めます。

定住促進

定住促進については、下水道事業や憩いとうるおい豊かな公園・緑地の整備、新町、ハートフルタウン、ルーラルビレッジ、上厚真地区の分譲促進、良質でゆとりある公営住宅の整備、少子・高齢化や人と環境との共生に対応した居住環境の向上など定住促進の基盤整備を進めます。

また、地域情報化を進め、定住化に向けた利便性の高い居住環境の創出をめざします。

さらに情報化を通じ町民や民間の主導で多様な交流を展開しながら、地域資源を活かした交流産業の振興をめざすとともに、グリーンライフやグリーン・ツーリズムの促進、起業化支援、田園暮らしの文化（衣食住にかかる生活文化や芸術文化、ブランド化・特産品づくりなどの産業文化、リカレント*教育等）の創出などに向け、町民参加による取り組みを進めます。

一方、働く場の確保に向け、企業誘致活動はもとより、女性が魅力をもつ産業起こしや子育て支援、介護支援など働きやすい環境づくりを追究するとともに、高齢者パワーの活用に努めます。

さらに、町のイメージアップのため、CI*づくりや人材育成事業の充実、文化振興、情報化、景観形成などの取り組みを進めます。

2. 豊かな力のふるさとづくり

趣 旨

気象の変動や災害など幾つもの試練を経て、先人たちは排水対策や土づくり、品種改良などに取り組み、全道有数の米どころを創りあげました。また町は、国家的プロジェクトである苫小牧東部地域開発や千歳・苫小牧地方拠点都市地域の指定など、工業の振興も含めた

*リカレント（教育）

繰り返される、回帰する、循環するの意味。一度社会に出た人が再び学校に入学すること。

*CI

Corporate Identity。コーポレートアイデンティティ。企業の経営理念・方針を社内外に訴え正しく理解してもらうようにする活動。もともとは企業法人(Corporation)の活動をさすが、地域振興・地域活性化に関する分野では、頭文字「C」をコミュニティ、「I」をアイデンティティとして造語「コミュニティ・アイデンティティ」としている。この場合の意味は、地域特性・資源を認識し、郷土意識や郷土愛を育みながら、自立した魅力ある地域社会（コミュニティ）をつくりあげること。その表現として、よりよい地域イメージと個性を主張するため、マークやカラー、キャッチフレーズを統一することなどがある。

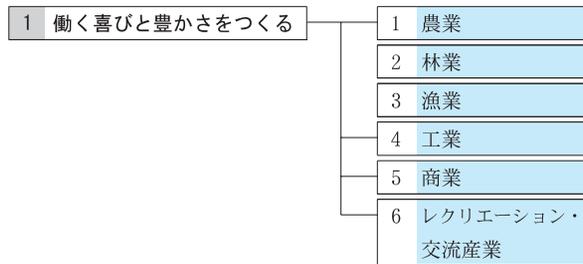
複合的な役割を担う地域でもあります。

このような町の基本になっているのは農業・農村です。農業者は多才な人材、農家は文化の継承と創造の単位、農地は自然の生態系の保全地であるとともに生産手段、農業は生業と経済を担います。

今後とも農業・農村の多面的な機能を発揮しながら、グローバル化に対応し、食の安全と自給率向上を支える農業の振興と、交流、情報通信技術をフルに活用し、地域産業が連携する新しい産業の創出をめざします。

1) 働く喜びと豊かさをつくる

体系



基本方向

農業

生産者と消費者の信頼関係の構築を第一に、環境と共生しながら安全・安心で良質な食料の安定供給をはかるとともに、グローバル化、高度情報化、高度技術革新、社会・経済構造の変革、国が定めた新しい「食料・農業・農村基本計画」に対応した農業・農村づくりに取り組みます。

取り組みにあたっては、「第5次厚真町農業振興計

画」に示す「未来を拓く“人”」（地域を支える経営体の育成、次代を担う多様な人づくり）、「未来を拓く“食”」（消費者に支えられる安全・安心な「食」づくり、安全・安心な農畜産物の供給体制の確立、クリーン農業の普及・推進）、「未来を拓く“システム”」（優良農地の確保と利用集積の促進、地域・担い手を支える経営支援システムの形成、農業生産基盤整備の促進）、「未来を拓く“地域”」（魅力ある田園空間の環境づくり、活力ある開かれた地域社会づくり）の4つをテーマに、農業者や農業者組織、JA、農業委員会、農業改良普及センター、土地改良区、農業共済組合等関係機関・団体、町が役割分担しながら進めます。

林業

森林がもつ多面的機能に配慮しつつ、地域の特性、森林資源の状況、自然的・社会的条件を考えあわせて、森林を「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」として望ましい森林の姿へ誘導するよう「厚真町森林整備計画」の事業の取り組みを進めます。

また、森林施業の共同化や林業従事者の養成と確保、機械化、作業路網整備を促進するとともに、町民、青少年を対象とした森林環境教育や健康づくり、学習機会の確保をはかります。

さらに、林産資源の付加価値を高める加工技術等の導入、林業の活性化と雇用の安定をはかる取り組みを進めます。

漁業

海域環境の保全と育てる漁業、資源管理型漁業の取り組みの継続、担い手の確保と新規参入の促進、活魚販売など有利販売に向けた取り組みに努めるとともに、海浜・海域や水産物などの海の資源を活かした交流事業を促進します。

工業

広域的連携による苫小牧東部地域開発の促進と企業誘致活動を充実します。また、情報基盤の整備や異業種交流、都市交流などによる地域資源を活用した起業の推進、地域産業と連携した新しい産業の創出などに取り組みます。

商業

土地区画整理事業で街並みや公園が整備され公営住宅も建設されたことにより、厚真市街地が生まれ変わったことから花や緑の植栽などによる美しい街並みづくりを促進します。

上厚真市街地については、関係団体等と整備の方向性を検討します。

また経営近代化・安定化に向け各種制度の利用による商業振興に努めます。

一方、町民要望の高い喫茶・食事や地場産物を販売する場所などについては、商工会、商業関係団体、消費者等と協議し改善方向を定めるとともに、高齢化や情報化に対応した商業、地域通貨制度、**コミュニティビジネス***、人材育成などについて検討していきます。

レクリエーション・交流産業

関係機関・団体等と連携し、恵まれた自然環境や農業・農村の資源を活かした体験・創作型レクリエーションの振興をめざします。

また、都市交流やグリーンライフ、グリーン・ツーリズム、コミュニティビジネス等と連動し多様な地域資源を活かした交流産業の創出をはかります。

これらを総合し、計画的に取り組んでいくために、町民、関係機関・団体等の参加を得ながら基本的な方

向や取り組みの体制、推進スケジュール等をまとめた交流推進プランを作成します。

3. 健やかな心のふるさとづくり

趣旨

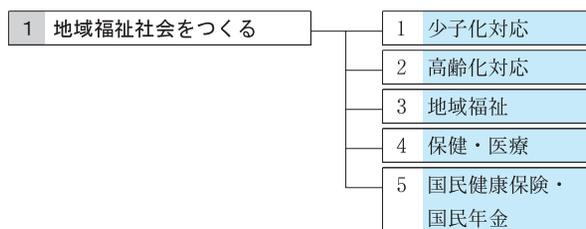
少子・高齢化、核家族化、生活スタイルや志向、価値観の変化など、地域社会は大きく変化しています。また、社会・経済の構造改革や合理化、競争原理の浸透などから精神的なストレスを受ける人々の増加が大きな社会問題となっています。

少子化は人口減少をもたらし、私たちは初めて人口減少社会を経験することになりました。これからは、主体的な個人の自助と地域社会の支えあい・助けあいによる共助、これらを補完する行政など公的部門の公助が一体となり、自律した地域社会（地域福祉社会）をつくっていく必要があります。

そのため、健康づくりや保健・医療・福祉、生涯学習等が一体となった施策を推進するとともに、健やかに希望をもって充実して生きる町民を育み支える仕組みをつくり、だれもが安全に安心して生活できるように努めます。

1) 地域福祉社会をつくる

体系



*コミュニティビジネス

住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決したり、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。たとえば、環境ではごみのリサイクル活動への住民参加や公共スペースなどに捨てられたごみを清掃する環境清掃ボランティアサービス、福祉では介護保険制度対象外サービス、教育・文化では地域での子育て支援サービスや伝統芸能の保存・継承、地域に根ざした知識や技能を活用した手作り品やサービス提供など多様なものがある。

基本方向

少子化対応

私たちの国は平成18年から人口が減少すると予測されていましたが、既に平成17年から人口減少が始まりました。平成16年の合計特殊出生率は1.29人となり、少子化などによる人口減少はこれまでの社会・経済構造を大きく変えることとなります。このことから国では平成15年に**次世代育成支援対策推進法***を制定し、国をあげて少子化対策に取り組むこととなりました。

町では平成17年度から「つくしんぼプラン」(厚真町次世代育成支援行動計画)に基づき、児童福祉、ひとり親家庭の福祉、障がいのある子どもの福祉、母子保健、医療、教育など関係する分野が一体となり、総合的な少子化対策に取り組んでいます。

今後もこの計画に掲げる3つの基本目標「子育てをまち全体で支える体制づくり」「安心して子育てができる環境づくり」「母子の健康を守り、健やかな子どもを育むまちづくり」の実現をめざし、一体的で総合的な少子化対策を進めていきます。また、平成17年4月から施行された「**発達障害者支援法***」に基づき児童の発達障がいの早期発見と支援、障がいのある子どもの保育の充実、特別支援教育等に取り組むとともに、相談等の窓口として平成17年9月1日「発達支援センター」を設置していますが、今後とも関係機関等との連携を深めながら支援の充実に努めます。

高齢化対応

町の礎をつくり発展を支えてきた高齢者が、住み慣れた地域で健康を維持しながら生きがい豊かに長寿を全うすることは、私たちみんなの願いです。これまで町では先人の功績に感謝しつつ各種のサービスや施設などの充実、整備を計画的に行ってきました。今後も「厚真町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り寝たきりなどの要介護状態にならず自立した生活をおくることができるよう、高齢者保健、介護予防、生活自立支援、家族への支援、低所得者対策、居住環境の充実、生きがいづくり対策などを総合的に進めていきます。

また、要介護者になっても安心して暮らせる介護サービスの提供をめざし、利用者本位で公平な介護サービス体制の確立や介護基盤の整備、家族が安心して働ける居宅介護サービス基盤の確立とともに、介護予防対策を積極的に推し進め高齢者の“健康寿命”の伸長と介護給付費の軽減をはかります。

地域福祉

障がいのある人の保健福祉については、平成16年に改正された**障害者基本法***の理念に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の促進、総合的**リハビリテーション***の充実をはかっていきます。具体的には障害者基本法で義務づけられている「市町村障害者計画」を作成し、ノーマライゼーションの一層の普及、ハー

* 次世代育成支援対策推進法

わが国における急速な少子化の推進などを踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備をはかるため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに国による児童計画策定指針、地方公共団体や事業主による行動計画の策定などの次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講じている。平成15年7月16日公布。平成17年4月1日施行

* 発達障害者支援法

発達障がい者の適正な発達と円滑な社会生活の促進のため、発達障がいを早期に発見し、発達支援について明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定め、発達障がい者の自立および社会参加し、その生活全般にわたる支援をはかることを目的としている。平成17年4月1日施行

* 障害者基本法

昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」の改正法として平成5年11月に制定、同年12月に公布。障がいのある人の施策に関して基本的な考え方や国や地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立やあらゆる活動への参加促進などを目的としている。平成16年9月一部改正

* リハビリテーション

障がいをもつ人の能力を最大限に発揮して自立を促すための専門的な技術のことをいい、「全人間的復権」がその理念。医学、教育、職業、社会リハビリテーションなどの分野があるが、その目標は日常生活動作の改善を中心としたものから生活の質の向上へと広がってきている。

ド・ソフト両面の社会の**バリアフリー***化、利用者本位のサービス提供と障がいのある人の**ケアマネジメント***体制の確立、障がいの予防、早期療育体制の確立、難病の人への対応、自立に向けた対策の推進、家族への支援などについて、関係機関・団体等の連携により一体的な施策・事業の展開をめざします。

低所得者福祉については、民生委員や関係機関と連携し、相談体制の充実や自立に向けた支援などを行っていきます。

地域福祉については、地域福祉ネットワーク推進会議の開催で地域福祉意識の向上やボランティアへの参加呼びかけ等を行ってきました。今後は、町の主体性を発揮しながら「町の福祉水準」を高めていくために、町民、団体、社会福祉事業者等が自ら考え自ら参加し、協力して行政とともに地域福祉社会をつくりあげていく取り組みを進めます。

保健・医療

医療については、従来から町内に総合病院の設置に対するニーズが高くありますが、人口規模や二次医療機関に隣接しているという立地条件などを考慮すると実現は極めて厳しい状況にあります。

そのため今後とも町内の医療機関を中心に、二次医療圏の在宅当番医や苫小牧市内の総合病院による病院群輪番制で対応するとともに、医療の自給率を高めるために診療科目の充実に努めます。また、総合ケアセンター「ゆくり」を活用し、保健活動と連動した予防医療の導入について積極的に取り組みます。

国民健康保険・国民年金

国民健康保険については、平成17年度から5年計画で医療費分析のほか保健事業と連動して生活習慣が

原因でメタボリック症候群（動脈硬化の危険因子を複数併せもった状態）となる可能性が高い被保険者を対象にヘルスアップ事業に取り組みます。また、医療費の抑制については、啓発や家庭訪問・訪問看護、生活習慣病予防の充実、医療費分析を進め、医療費抑制の具体的な数値目標を掲げるとともに、医療給付費などに関する情報提供、訪問指導のほか実効的な健康づくりの推進とあわせて保険料の収納率の向上に努めます。

国民年金については、今後とも制度への理解を深めるための啓発を行います。

2) 学び伸びゆく人を育む

体 系

2 学び伸びゆく人を育む

1 生涯学習

基本方向

生涯学習

生涯学習の町として、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場で、生涯にわたって学習活動が行われ、町民一人ひとりがいきいきと生きがいとゆとりをもって充実した生活を営むことができるよう、生涯学習にかかる情報提供・相談体制の充実や施設等の基盤の整備、人材の確保に努めます。

義務教育については、「激動する国際社会において、我が国の礎である」という教育の進むべき方向やあり方についての審議や答申がなされています。今後はそれらの動向を踏まえるとともに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を軸とした「生きる力」の育成に向け、教育課程や学習指導などの充実をはかり、知育・徳育・体育の調和と地域性豊かな教育の推進に努めます。

*バリアフリー

障がいのある人や高齢者が生活する上で、妨げになっているもの（バリア）を取り除いて、住みやすい生活環境をつくることをいい、段差などの物理的障がいのほか、社会的、制度的、心理的障壁の除去をいう。

*ケアマネジメント（障がい者ケアマネジメント）

障がいのある人の地域生活を支援するため、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるための調整を行うこと。

また、各学校、保護者、地域との連携を深めた開かれた学校づくりを一層推進し、児童生徒が安心して学べる環境づくりに努めるとともに、いじめや不登校、ひきこもり等への対応や虐待、暴力などの犯罪被害の防止、学校保健の充実、特別支援教育の推進、食指導と連動した学校給食の充実などに努めます。

北海道厚真高等学校は、特色ある教育や地域に根ざした教育活動を実践し、卒業後の進路実績が高く評価されています。今後も地域の高等学校として存続するよう厚真高等学校教育振興会と協調し同校の教育活動へ支援をしていきます。

家庭教育については、すべての教育の出発点であり、家庭や子どもたちを取り巻く環境は大きく変化していることから、家庭や地域の教育力の向上をはかるための支援が求められています。家庭教育の情報提供や関係機関と家庭・学校・地域の連携を強化しながら子育て、青少年の健全育成に取り組んでいきます。

社会教育については、「いつでも・どこでも・だれでも」が心豊かにいきいきと自由に生涯学習活動に取り組める環境づくりを積極的に展開していきます。特に成人、高齢者教育については、生きがいづくりとあわせてまちづくりの人材育成の視点で、保健・福祉、環境、技術取得、交流等のメニュー提供や講座の開設、公民館活動の充実に努めます。

スポーツ振興については、町民が気軽に参加できるスポーツ事業を開催し、町民の体力づくりや健康づくりに努めます。また、スポーツ少年団、体育協会加盟団体等の活動を支援するとともに、広域スポーツ交流の場としてスポーツセンターやスタードーム、野原公園サッカー場の利用促進をはかります。

文化振興については、郷土資料の保護と適正管理活用に努めるとともに、郷土学習の推進、文化団体等の活動支援、図書と読書活動の充実に努めます。また、伝えられてきた芸能、技能、慣習などの生活文化や生活・産業の歴史に関わる文化などについての収集・保存に努めます。

4. 自律協働のふるさとづくり

趣 旨

平成12年4月から地方分権一括法が施行され国と市町村等の地方との関係は対等なものとなりました。明治以来の中央集権型行政システムが転換し、「自治」の実現に向けた改革が始まりましたが、一方では「自己決定・自己責任」に基づく「自律」の責務が増したことになります。これからの市町村は「地域のことは地域で」を基本に、国に依存することなく政策も財政も自立し、「公共の福祉の増進」をはかつていくことが求められています。

地方分権の実現は、**三位一体の改革***、総合的な行政を担う主体としての基礎自治体をつくりだしていくための市町村合併などに代表されるように、地方制度の改革と地域経営の視点に基づく効率的で効果的な行政運営が必須となります。

町は平成16年6月に、当面合併せず自立する方向を選択しました。今後は、少子・高齢化、人口減少、高度情報化、グローバル化など社会・経済情勢の変化に対応しつつ、国からの地方交付税や補助の削減、“官から民へ”の移行などの厳しい状況に対応しながら町民生活の安定向上と産業の活性化をはかるため、行政運営のみならず「地域経営者」として町民の主体的・自主的活動（住民自治活動）の活発化をはかるとともに、一層の**“スクラップ・アンド・ビルド*”**の精神で経費

*三位一体の改革

三位一体とはもともとキリスト教の根本教義の一つで、三位はすべて本質において同一であり唯一神はこの三つをもつ実体であるという考え方であり、三つの要素が互いに結びついて本質としては一つのことという意味となる。三位一体の改革とは国と地方の税財政の仕組みを見直すという改革案の通称。補助金を約4兆円減額、その減額分の約8割にあたる税財源を国から地方に委譲、地方交付税の縮小という三つの大きな制度をまとめて変更することからこう呼ばれる。片山虎之助総務大臣（当時）が提案した方針で、平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（通称、骨太の方針第3弾）で、その工程表が示された。

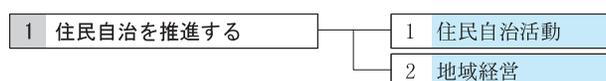
*スクラップ・アンド・ビルド

スクラップ（scrap）とは鉄などの金属の切り屑や鉄屑などの廃物という意味であり、ビルド（build）とは建てる、造る、築くの意味。スクラップ・アンド・ビルドとは採算や効率の悪い部門を整理し、新たな部門を設けること。

削減、諸制度の改革、柔軟で即応性に富む行政組織の確立と有能な職員の育成、地域経営の住民参加の推進に努め、「自律協働のまちづくり」を進めていきます。

1) 住民自治を推進する

体系



基本方向

住民自治活動

各自治会の自主活動の促進をはかるとともに、花いっぱい・緑化、自然保護、防犯、防災、交通安全、省資源・省エネルギー・リサイクル、地域福祉など今日的課題への取り組みの活発化を促すため、相談や情報提供、研修、交流等の体制を整備し、住民自治活動の伸長をめざします。

また、**地域通貨***制度やコミュニティビジネス、起業家の育成、新しい産業の創出等の取り組みについて、自治会や地区の諸団体などとともに取り組んでいきます。

地域経営

町民が納得のいく公平公正な公共サービスの実現をはかるため、平成14年度から第2次行政改革（平成18年度まで）による事務事業評価に取り組んでいます。今後は時代にそった行財政改革を進めるため第3次行政改革大綱に基づき、効果重視の施策や政策の評価、行政管理に関する評価といった行政評価システムの導入を進めるとともに、**P D C Aサイクル***の確立と、財政計画、定員管理計画の策定による計画的な行政運営に努めます。

あわせて、地域経営の視点と行政活動の範囲を念頭に指定管理者制度やP F I、N P Oなど民間活力の導入を追究しつつ、縦割りで事務事業を行うのではなく各部署が横断的・一体的に施策・事務事業を進めていく機構の確立、広域連合など広域的連携による行政運営など町民にとって効果のある施策・事務事業の執行に努め、地域に根ざした行政運営を進めます。

また、町民要望の強い広報広聴活動の拡充強化や情報公開の徹底、住民参加の拡充を進めるとともに、自助・共助・公助の考え方（補完性の原理）に基づく公私協働の推進と住民自治の確立に向けた取り組みを進めます。

町職員については改革期の地域経営を担う有能な人材の育成に向け、計画的な研修のみならず自主研修・提案制度の導入、庁内情報の共有化、目標設定による業務執行などに努めるとともに人事評価システムの構築を検討します。

一方、国家戦略として平成13年1月に策定された「**e-japan戦略***」が示す方向にそって、電子自治体への取り組みを進めます。

* 地域通貨

限定された地域や共同体だけで利用できる通貨。知恵や労力交換の媒介として使う場合もある。

* P D C Aサイクル

事業の効果を的確に把握し、常に改善を行っていくことであり、政策、施策、事務事業の全てに成果目標を設定しプラン（Plan）→ドゥー（Do）→チェック（Check）→アクション（Action）のサイクルにより資源（予算・人材）を有効かつ効率的に配分・活用できるようにする考え方。評価「チェック（Check）」が確実に行動「アクション（Action）」につながり、予算編成・人員配置などや、施策・事業の企画立案など、次の計画「プラン（Plan）」に的確に反映される仕組みとして行政評価を適切に運用することが求められている。

* e-japan戦略

平成12年9月21日に森首相（当時）が所信表明演説の中で掲げた、全ての国民が情報技術を活用できる日本型IT社会を実現するための戦略。全国民がITのメリットを享受できる社会を実現し、それによって産業分野での国際競争力の強化や経済構造の改革、国民生活の利便性向上などを成功させることを目的に、国家が中心となって情報技術の普及に取り組んでいこうとする戦略である。平成13年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」を設置し、同年3月にIT戦略本部によって目標期限を設けた220項目からなる「e-Japan重点計画」が決定された。

